

○第92回農薬専門調査会幹事会（公開）

日時：平成25年4月9日（火）14：00～16：10

議事概要：

（1）農薬（メビンホス）の食品健康影響評価について

①メビンホス

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.0008mg/kg体重/日とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺虫剤で、日本国内での農薬登録はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（2）農薬（フェンバレレート）の食品健康影響評価について

①フェンバレレート

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.017mg/kg体重/日とし、評価書（案）を一部修正することとなった。引き続き動物用医薬品専門調査会で審議の予定。

*殺虫剤で、キャベツ、はくさい、てんさい、ばれいしょ、みかん、りんご、なし等に使用します。動物用医薬品としても用いられます。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。また、飼料中の残留基準の設定が要請されています。

（3）農薬（ペンチオピラド）の食品健康影響評価について

①ペンチオピラド

・審議の結果、一日摂取許容量（ADI）を0.081mg/kg体重/日とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*殺菌剤で、キャベツ、きゅうり等に使用します。今回、小麦、トマト等へのインポートトレランス申請がされています。

（4）対象外物質（コリン）の食品健康影響評価について

①コリン

・審議の結果、「農薬、動物用医薬品及び飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものであると考えられる。」とすることが了承され、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

*水溶性ビタミンで、農薬、動物用医薬品及び飼料添加物として使用されます。

（5）農薬（シアントラニリプロール、チフェンスルフロンメチル）の食品健康影響評価

について調査審議する評価部会の指定について

①シアントラニリプロール

- ・評価第二部会において調査審議することとなったことが報告された。
- * 殺虫剤で、今回、水稻、キャベツ等への新規登録申請がされています。

②チフェンスルフロンメチル

- ・評価第三部会において調査審議することとなったことが報告された。
- * 除草剤で、大麦、小麦等に使用します。今回、大豆、トマト等へのインポートトレランス申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準(いわゆる暫定基準)が設定されています。